

広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務委託 長期継続  
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務委託 長期継続

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪の観光拠点において、観光客からの視認性や動線を考慮した場所における案内地図等の情報発信により、周遊性・回遊性を高め、観光促進を図ることを目的に、広告等付き観光案内板（以下、「案内板」という。）を設置する。

設置後は、広告事業による財源をもとにした維持管理を行う。

(2) 業務内容

別紙 1-1「広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務委託 長期継続 仕様書」のとおり。

※ただし、設置等費用のうち大阪市負担額が0円の場合は、別紙 1-2「広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務 仕様書」のとおり。

また、設置等費用のうち大阪市負担額が0円であり、かつ広告収入額が設置等費用・維持管理等費用の合計額を上回る場合は、別紙 1-2「広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務 仕様書」及び別紙 1-3「観光案内板広告掲載業務仕様書」のとおり。

(3) 設置場所及び提案募集事項

設置場所 長堀通地区（1基）

四ツ橋交差点と三休橋交差点の道路上（新橋交差点付近を除く）

大阪城公園地区（3基）

大阪市中央区大阪城 1丁目 1番地内及び付近道路上

生野コリアタウン地区（1基）

大阪市生野区桃谷 3丁目 8番 18号地内

提案募集事項 案内板設置及び維持管理等について、別紙 1-1「広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務委託 長期継続 仕様書」または別紙 1-2「広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務 仕様書」に基づき、現地を確認のうえ、提案すること。大阪市の実情に即し、他都市事例の収集・分析等により、効果的な検討・提案とすること。

(4) 契約上限額

金 29,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※案内板の設置は、令和3年3月31日までに行うものとする。

ただし、広告料収入を設置等に関する費用の全額に充てた場合はこの限りではない。

契約締結までに発注者と協議すること。

(6) 履行場所

本市指定場所

(7) 費用分担

- ・ 受注者が試掘等を行い、地下埋設物等を確認した結果、当該案内板の設置が困難であると発注者が判断した場合、試掘後の原状復旧までにかかる費用は、受注者の負担とする。
- ・ 維持管理等に関する費用は、受注者の負担とする。（電気代や通信料等が必要となる場合も受注者の負担とする。）
- ・ 大阪城公園地区について、現在設置している案内板3基の撤去に関する費用は、受注者の負担とする。
- ・ 破損、汚損等に備え、受注者の判断で保険等に加入しておくこと。故障やトラブル等やむを得ない事情による修繕等についても、受注者の負担とする。
- ・ 案内板設置等に関する費用は契約金額に含まれるが、設置後の維持管理等に必要となる費用を超える広告料収入を見込む場合は、超える広告料収入分を設置等に関する費用に充てることとする。さらに広告料収入が上回る場合は、大阪市への納付金とすること。大阪市への納付金とする場合の契約条項は、別紙2-3「契約書」（広告収入用）を参照。
- ・ 設置にかかり受注者が各種申請を行う際の費用及び必要な占用料は、受注者にて負担すること。
- ・ その他、受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講

じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

案内板の設置業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙 2-1 「業務委託契約書（長期継続契約用）」参照

別紙 2-2 「広告等付き観光案内板設置及び維持管理等に係る契約書」参照

※ただし、設置等費用のうち大阪市負担額が0円の場合に適用

別紙 2-3 「契約書（広告収入用）」参照

※ただし、設置等費用のうち大阪市負担額が0円であり、かつ広告収入額が設置等費用・維持管理等費用の合計額を上回る場合のみ適用

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、各徴税官庁より新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴収猶予が適用されていることが確認できる場合を除く。
- ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び管理体制が整備されていること。
- カ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- キ 2 つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記のアからカの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
  - (ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定運営管理等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - (イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
  - (ウ) 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - (オ) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
  - (カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

#### 5 スケジュール

・ 公募開始	令和 2 年 11 月 13 日（金）
・ 質問受付期限	令和 2 年 11 月 18 日（水）
・ 質問に対する回答	令和 2 年 11 月 24 日（火）（予定）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和 2 年 11 月 27 日（金）
・ 参加資格審査結果通知	令和 2 年 12 月 8 日（火）（予定）
・ 企画提案書の提出期限	令和 2 年 12 月 14 日（月）
・ プレゼンテーション審査	令和 2 年 12 月 16 日（水）（予定）
・ 選定結果通知	令和 2 年 12 月下旬（予定）
・ 契約締結・事業開始	令和 3 年 1 月下旬（予定）
・ 設置完了	令和 3 年 3 月 31 日（水）

※広告料収入を設置等に関する費用の全額に充てた場合はこの限りではない。

- ・業務及び収支報告 各年3月末 ※令和2年度から令和6年度まで
- ・撤去完了 令和7年3月31日(月)

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付・回答

- ア 受付期間 令和2年11月18日(水)午後5時30分まで(必着)
- イ 提出方法 「質問書」(様式1)に必要な事項を記載のうえ、下記9の「提出先、問合せ先」まで提出すること。  
持参のほか郵送、FAX、Eメールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。  
※Eメールによる提出時の件名は「【質問：広告等付き観光案内板設置及び維持管理等業務委託】」とすること。  
※電話や口頭での質問は受け付けない。
- ウ 回答 受け付けた質問事項に対する回答は、令和2年11月24日(火)(予定)に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

### (2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

#### ア 提出書類

##### 【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-1)
  - (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)
  - (ロ) 使用印鑑届(様式5)
  - (ハ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
  - (ニ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
  - (ホ) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)  
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (ヘ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】  
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)  
各徴税官庁より新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴収猶予が適用されている場合はその事実が確認できる書類の写し
  - (セ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
  - (ゼ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
  - (エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式自由)
- ※(キ)及び(ク)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(ウ)～(ケ)は、令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

#### 【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）
- (エ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ
- (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの）
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）  
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】  
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）  
各徴税官庁より新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴収猶予が適用されている場合はその事実が確認できる書類の写し
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- (ク) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- (シ) 共同事業体協定書（写し）

※(ウ)及び(カ)～(ク)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(エ)～(コ)は、令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

#### イ 提出期限

令和2年11月27日（金）午後5時30分まで（必着）

#### ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

#### エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和2年12月8日（火）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

### (3) 企画提案書類の提出

## ア 提出書類

- (7) 公募型プロポーザル企画提案書（様式6-1（単独法人等用）又は6-2（共同事業体用））
- (4) 以下の項目が記載された提案書（A4版（両面）5枚までで作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。）
- A～Cの項目を必ず記載すること。
    - A 背景と目的
    - B 提案のコンセプト
    - C 本業務にかかる提案（下記項目を含むこと。）
      - ・ 盤面のデザイン、案内地図のコンテンツとその考え方
      - ・ 筐体設計、設置手法、維持管理計画とその考え方
      - ・ 効果検証の調査手法と得られる情報、その考え方
      - ・ 技術、ノウハウ、人員体制
      - ・ 広告募集の手法
- (ウ) 類似業務実績調書（様式7）
- (イ) 経費内訳書及び積算根拠（様式8）
- ・ 本事業にかかる必要な経費を項目ごとに算出し、その内訳明細を記載すること。
  - ・ 積算内訳については、単価・人数・数量・月数など、積算を明細に記載すること。
  - ・ 総事業費が契約上限額を上回っている場合には、選定対象としないこととする。
  - ・ 行の拡張、積算内訳及び納付の考え方の別紙対応を可とする。

## イ 提出部数

正本（上記（3）ア（7）～（イ））1部（記名・代表者印を押印したもの）と副本（上記（3）ア（7）～（イ））9部

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

## ウ 提出期限

上記（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和2年12月14日（月）午後5時30分まで（必着）

## エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## 7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は

一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

日時・場所	令和2年12月16日(水) (予定) ※時間・場所等詳細は、参加申請者に対し、様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに参加資格審査結果通知と併せて通知する。
審査時間	1事業者あたり30分程度(説明15分、質疑応答15分)
出席者	主に業務を担当する業務責任者は、必ずプレゼンテーション審査に参加すること。人数は、業務責任者を含めて4名以内とする。なお共同事業者の場合も同様とする。
その他	プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。



(2) 選定基準

評価項目		審査内容	配点	
理解度	業務目的・趣旨の理解	本業務の意図及び目的・趣旨を十分に理解したうえで提案しているか。	10	5
	コンセプトの提示	提案のコンセプトを明確に提示しているか。		5
専門性	盤面のデザイン・案内地図のコンテンツ	盤面のデザイン・案内地図のコンテンツとその考え方は、効果的なものとなっているか。	45	15
	筐体設計・設置手法・維持管理計画	筐体設計・設置手法・維持管理計画とその考え方は安全や交通状況、街並みや景観、地域性を考慮したものとなっているか。		15
	効果検証	効果検証の調査手法と得られる情報、その考え方は、効果的なものとなっているか。		15
実現性	技術・ノウハウ・人員体制	案内板の設置及び維持管理を行うための技術・ノウハウ・人員体制を有しているか。	15	5
	財源確保の見込	案内板の設置及び維持管理を行うための、財源を確保できる見込みがあるか		5
	経費内訳書の妥当性	経費内訳書の金額・積算内容は、妥当なものとなっているか。		5
経済性	収支計画	案内板設置等整備に係る事業性があり、効果的かつ経済的な提案金額となっているか。	30	30
合 計（委員 1 名あたり）				100

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合

(7) 評価項目の「専門性」の合計点が高い者を受注予定者とする。

(1) 「専門性」の合計点も同じ場合は、「経済性」の合計点が高い者を受注予定者とする。

- (ウ) 「経済性」の合計点も同じ場合は、「実現性」の合計点が高い者を受注予定者とする。
  - (エ) 「実現性」の合計点も同じ場合は、「理解度」の合計点が高い者を受注予定者とする。
  - (オ) 「理解度」の合計点も同じ場合は、見積価格が低い者を受注予定者とする。
- ウ 全委員の合計点が最も高い提案者の評価が、一委員でも50点未満もしくは理解度・専門性・実現性のうち1項目でも0点があった場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の額が、上記2(4)の契約上限額を超えているもの。

### (4) 選定結果の通知及び公表

全ての参加者に対し、令和2年12月下旬頃通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。

## 8 その他

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、審査・受注者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。

- カ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ク 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、一委員でも50点未満もしくは理解度・専門性・実現性のうち1項目でも0点があった者は除く場合がある。

## 9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3719

FAX：06-6614-0150

Eメール：[keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp)

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。